

○厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則

昭和63年3月30日

規則第1号

改正 平成17年2月28日規則第12号

平成28年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和63年厚木市条例第4号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の承認申請)

第2条 条例第9条第2項の規定により承認を受けようとする者は、駐車施設承認申請書に建築物調書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平28規則28・一部改正)

(承認等の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その申請を承認するときは駐車施設承認通知書により、その申請を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(平28規則28・一部改正)

(駐車施設の届出)

第4条 条例第10条の規定により駐車施設の設置を届け出ようとする者は、駐車施設設置届に建築物調書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平28規則28・一部改正)

(設置完了届)

第5条 第3条の規定により承認を受けた者又は前条の規定により届出をした者は、設置完了後速やかに設置完了届を市長に提出しなければならない。

(平28規則28・一部改正)

(立入検査員証)

第6条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（別記様式）とする。

(平28規則28・一部改正)

(措置命令書)

第7条 条例第14条の規定による措置命令は、措置命令書により行うものとする。

(平28規則28・一部改正)

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成28年規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式(第 6 条関係)

(表)

|                                                                                          |                                                                      |                                                                                     |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 立 入 検 査 員 証                                                                              |                                                                      | 第                                                                                   | 号    |
| 写 真<br> | 所 属<br>職 名<br>氏 名                                                    | 年                                                                                   | 月 日生 |
|                                                                                          | 上記の者は、厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例第 13 条の規定により、<br>立入検査等ができる職員であることを証明する。 |                                                                                     |      |
| 年 月 日                                                                                    | 厚木市長                                                                 |  |      |

(裏)

|                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例(抜粋)                                                                                         |
| (立入検査等)                                                                                                             |
| 第 13 条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設<br>の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に建築物若<br>しくは駐車施設に立ち入らせ、検査をさせることができる。 |
| 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の<br>請求があったときは、これを提示しなければならない。                                               |

別記様式（第 6 条関係）

（平28規則28・旧第 6 号様式・一部改正）